

林冬彦議員に対する問責決議

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和4年9月22日

戸田市議会議長 齋藤直子様

提出者	戸田市議会議員	三浦芳一
賛成者	〃	小金澤 優
〃	〃	みうら 伸 雄
〃	〃	佐藤 太 信
〃	〃	宮内 そうこ
〃	〃	竹内 正 明
〃	〃	三輪 なお子
〃	〃	古屋 としみつ
〃	〃	野澤 茂 雅
〃	〃	矢澤 青 河
〃	〃	そごう 拓 也
〃	〃	浅生 和 英
〃	〃	酒井 郁 郎
〃	〃	細田 昌 孝
〃	〃	遠藤 英 樹
〃	〃	榎本 守 明
〃	〃	熊木 照 明

## 議員提出議案第5号

### 林冬彦議員に対する問責決議

林冬彦議員においては、平成30年3月の戸田市長選挙を巡り、刑法第230条の名誉毀損罪の容疑で起訴され、令和4年8月に罰金30万円の有罪判決が確定した。

報道によると、林冬彦議員は、知人の話を基に根拠のない記事をブログに掲載し、不特定多数の人が閲覧できる状態にすることで被害者の名誉を傷つけたとのことである。

市民から厳粛なる信託を受け、市民を第一に考え、市政発展のため、全身全霊を注がなければならない議員としての立場であるにも関わらず、一市民の名誉を毀損したことは断じて許されるものではない。

今回の一連の行動は、本市議会の信頼を大きく失墜させ、その品位を著しく傷つけるものである。また、林冬彦議員の犯した行為によって市民と本市議会の信頼関係が損なわれたことは明白である。

その責任は重く、議員の品位と資質に欠けると言わざるを得ない。

よって林冬彦議員に対し、市民の厳粛な信託に応えるため、政治不信を招く行為を厳に戒めるとともに、議員としての責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和4年9月22日

埼玉県戸田市議会